

令和4年6月3日

寮生および保護者の皆様

寮務主事 岸本 昇

本校の登校・出勤に係る可否判断基準の変更に伴う学寮の対応について

このお知らせに先立ち、本校の登校・出勤に係る可否判断基準の変更について、校長名でお知らせがありました。

今回の変更に伴う学寮での対応については、以下の通りとしますので、よろしくお願いいたします。

- 保護者の迎えによる寮生の帰省の判断基準について、体温が「37.5℃以上」に変更します。
- 体温が 37.5℃未満でも、体調不良（※）がある場合には、医療機関の受診、保護者の迎えによる帰省を勧めることがありますので、ご協力をお願いします。  
（※）のどの痛み、咳、だるさ、味覚/嗅覚異常などの自覚症状
- 体調不良（※）時には、無理をして登校せず、授業を休んで下さい。  
この場合、担任、寮務係に予め連絡するとともに、「出席停止届・登校免除願」により必要な手続きを行うようにして下さい。

◎基準の変更に関わらず、引き続き、基本的な感染防止対策を厳に行って下さい。

以上